

集会室使用細則

本細則は管理規約第 18 条に定める使用細則とする。

第 1 条（運営及び利用）

集会室は団地管理組合法人がこれを運営し、団地管理組合法人の諸会合、又は団地管理組合法人が必要と認める公共の目的のための会合等に利用するほか、居住者の利用に供するものとする。ただし、政治、思想、宗教活動、その他これに類するもの、及び当マンションの居住環境を阻害する利用には供さないものとする。

第 2 条（居住者の利用）

- (1) 結婚式、成人式、その他これに類する慶事並びに葬儀等のための利用。
- (2) 居住者相互の親睦を目的とする会合。
- (3) 居住者の教養を高めることを目的とする講習会等。
- (4) 児童の教育、福祉を目的とする学習会等。
- (5) その他団地管理組合法人が必要かつ適当と認める利用。

第 3 条（第三者の利用）

集会室は居住者の便宜のために第三者による商品展示会、物品即売会等で団地管理組合法人が適当と認めたものに利用させることができる。

第 4 条（優先順位）

集会室の利用は団地管理組合法人の利用を優先し、その他の利用については、原則として申込の順位によるものとする。

第 5 条（利用時間等）

集会室の利用時間は原則として午前 9 時より午後 9 時迄とし、団地管理組合法人の承認を得た場合はこれを延長することができる。

第 6 条（利 用 料）

団地管理組合法人は別表に定める集会室利用料を徴収し、これを管理費の一部に充当するものとする。

第 7 条（利用手続）

- (1) 集会室を利用しようとする者は、遅くとも利用の 2 日前までに管理事務室に申込まなければならない。
- (2) 団地管理組合法人は、前項の申込を受けたときは利用目的の適否を確認し、適当と認めた場合は利用を承認するものとする。
- (3) 団地管理組合法人は利用承認後といえども、その利用に関して適当でないと判断した場合は、その承認を取消し、又は利用中止を命ずることができる。

第 8 条（利用上の遵守事項）

集会室を利用しようとする者は、下記の事項を遵守しなければならない。

万一これに反した場合は、団地管理組合法人は退去又は利用禁止を命ずることができる。

- (1) 利用の際は利用責任者を定め、利用責任者は利用に伴う一切の責任を負うものとする。
- (2) 利用責任者は、利用終了後ただちに清掃、備品等の整理整頓及び火気の点検、戸締りを行い、遅滞なく管理事務室に報告しなければならない。
- (3) 利用責任者は、建物及び備品を故意又は過失により損傷し又は汚損した場

合はその損害を賠償する責を負う。

- (4) 利用者は、他の居住者及び近隣者等に迷惑を与えたり、公衆道徳に反する行為をしてはならない。

第 9 条 (改 廃)

この使用細則の改廃は理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会の決議を得るものとする。この場合において団地管理組合法人の団地総会決議は、組合員総数の 2 分の 1 以上、議決権総数の 2 分の 1 以上の賛成を要する。

別 表

集会室利用料金表

利用種別	1 時間当り利用料金
1) 団地管理組合法人が認めた会合 2) 諸官公署が居住者の公共の目的に利用する場合 3) 電気、ガス、水道等の供給会社等が居住者へのサービスを目的として利用する場合	無 料
4) 居住者相互の親睦を図るための会合 5) 居住者の教養を高めるための講習会等（料理、手芸、生花、その他）	500 円
6) 営利を目的とした教育、福祉学習会等 7) 冠婚葬祭に利用する場合	1,200 円

商品展示会、物品即売会等に利用する場合（午前 10 時～午後 4 時）20,000 円/日

※ 利用時間が 1 時間に満たない時は、1 時間として徴収する。